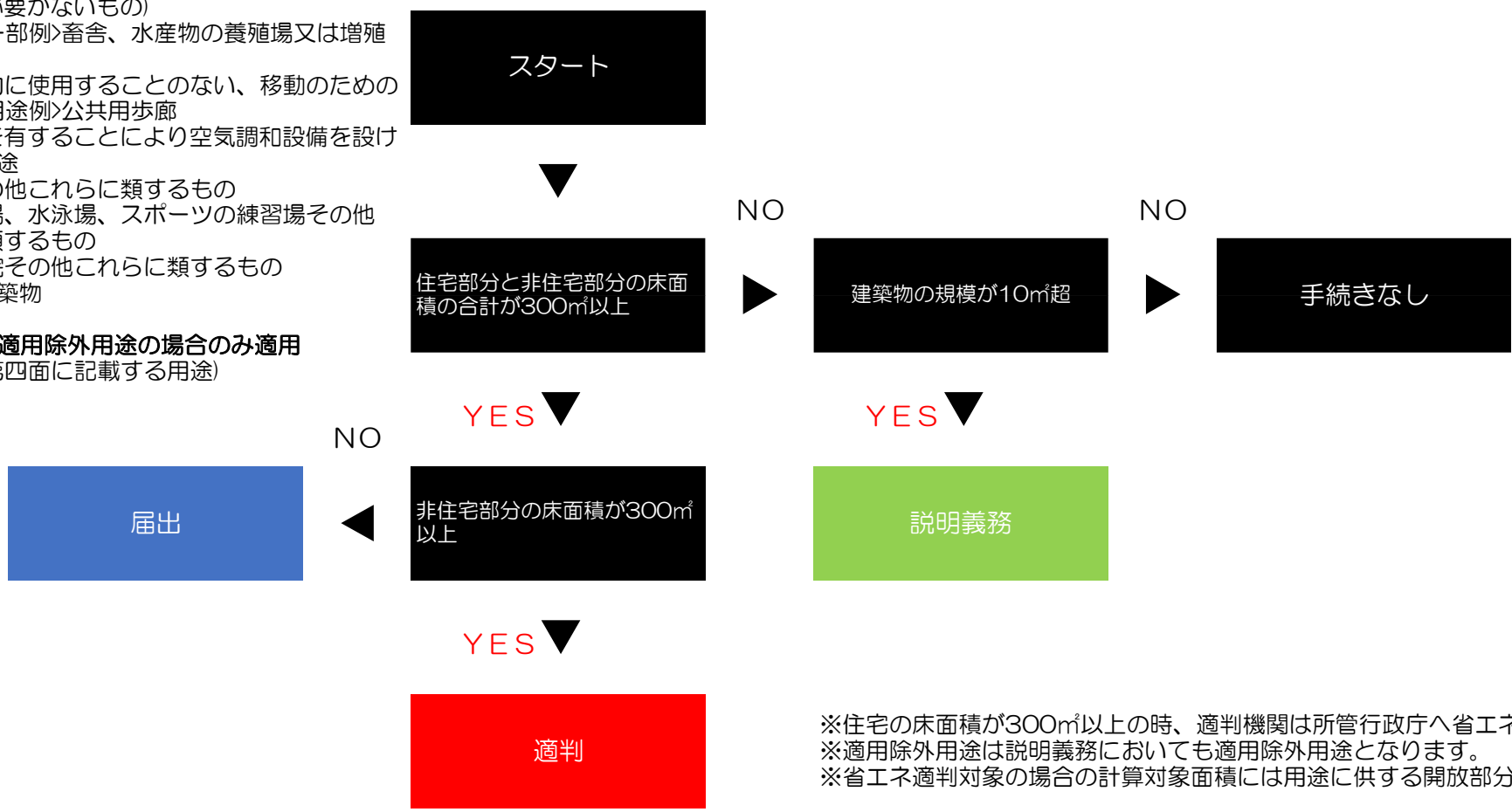


省エネ適判・届出・説明義務の判定フロー（新築）

- 適用除外用途**
- ①居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途
- イ) 物品を保管又は設置する建築物(温度及び湿度を調整する必要がないもの)
 <該当用途一部例>自動車車庫、堆肥舎、常温倉庫、変電所、農産物の貯蔵に供するもの(常温)、農業の生産資材の貯蔵に供するもの(常温)等
 - ロ) 動物を飼育又は収容する建築物(温度及び湿度を調整する必要がないもの)
 <該当用途一部例>畜舎、水産物の養殖場又は増殖場(常温)
 - ハ) 人が継続的に使用することのない、移動のためのもの<該当用途例>公共用歩廊
- ② 高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途
- イ) 観覧場その他これらに類するもの
 - ロ) スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類するもの
 - ハ) 神社、寺院その他これらに類するもの
- ③文化財等の建築物
- ④仮設建築物
- ※一棟すべてが適用除外用途の場合のみ適用**
 (確認申請書第四面に記載する用途)

※ここでの面積は、高い開放性を有する部分を除いた面積です。

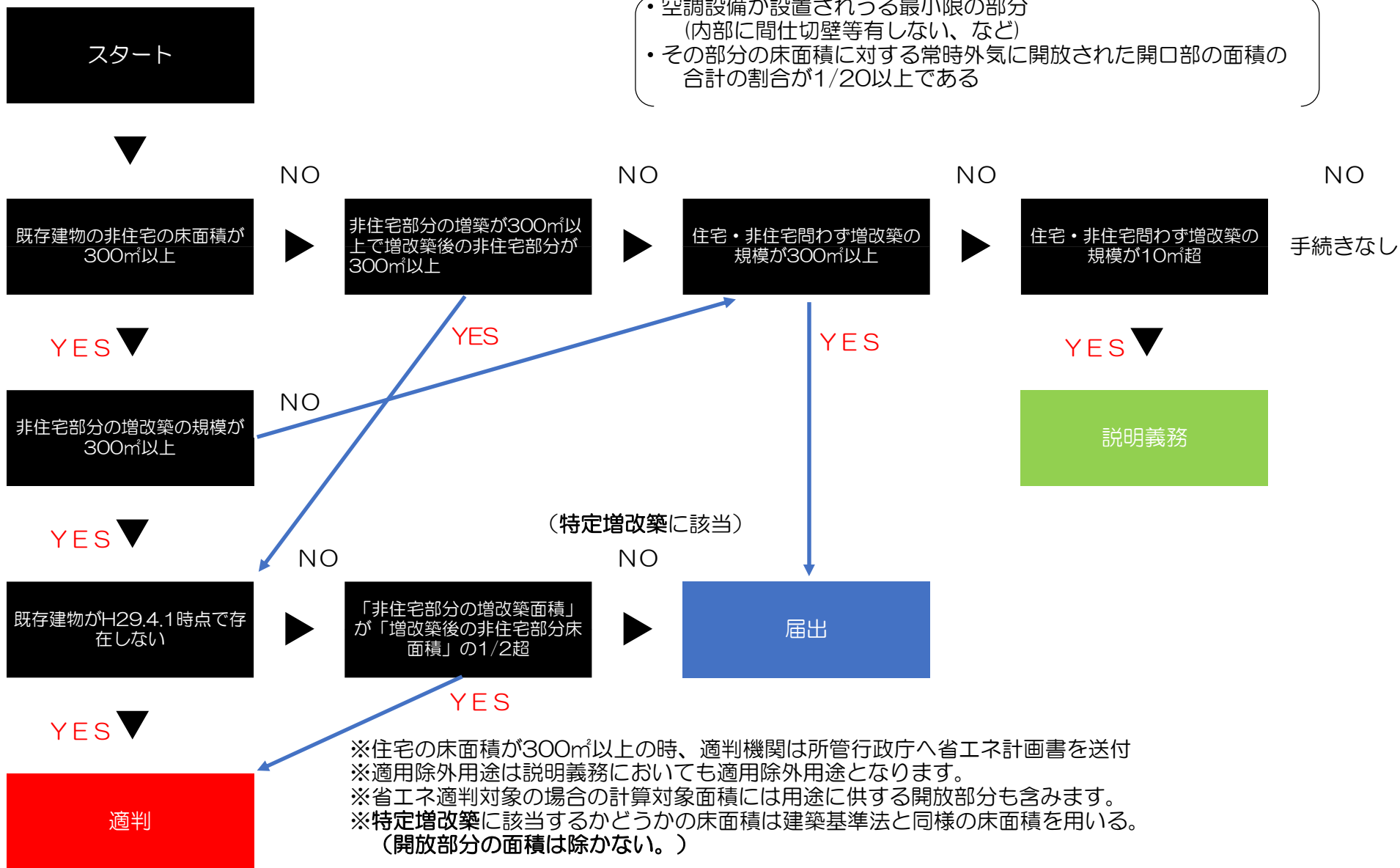
- ・ 空調設備が設置されうる最小限の部分
 (内部に間仕切壁等有しない、など)
- ・ その部分の床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上である



※住宅の床面積が300㎡以上の時、適判機関は所管行政庁へ省エネ計画書を送付
 ※適用除外用途は説明義務においても適用除外用途となります。
 ※省エネ適判対象の場合の計算対象面積には用途に供する開放部分も含まれます。

省エネ適判・届出・説明義務の判定フロー（増改築）

※ここでの面積は、高い開放性を有する部分を除いた面積です。
・空調設備が設置される最小限の部分
（内部に間仕切壁等有しない、など）
・その部分の床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の
合計の割合が1/20以上である



適判

※住宅の床面積が300㎡以上の時、適判機関は所管行政庁へ省エネ計画書を送付
※適用除外用途は説明義務においても適用除外用途となります。
※省エネ適判対象の場合の計算対象面積には用途に供する開放部分も含まれます。
※特定増改築に該当するかどうかの床面積は建築基準法と同様の床面積を用いる。
（開放部分の面積は除かない。）

説明義務

手続きなし

届出